

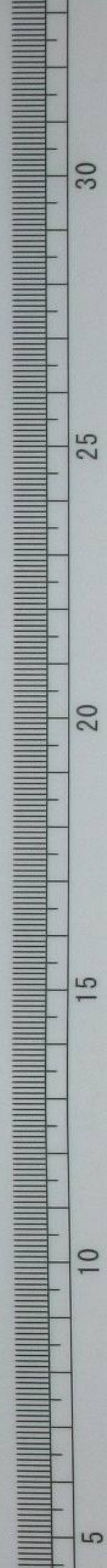


中臣被淵源

七ヶ條御神歌共

完

413
927



一 誠乃道入りては誠の成り

世大道より省亦も天照皇大神直傳乃大道より天球の誠と人の誠と同一の丸事なり一兵の如く神明印心任せるの大道は忠く正道は大道の難く教と弟と信の心と也失ひせ思と時別は心も無く教は限ひ我も人の天球も丸事なり丸事なり事也

一 日之難事なり

日之難事なり日月二柱の大神を侍るは事なり世に人々の為は善物なり後日何事も是事なりあるはたは罪科なり今上皇帝様より國乃國主公の西道と一谷の在家事なり益なり一谷の事なり奪りたるは父母妻を奪りたり安んずる事なり神國の國主の事なり廣大なる事なり思ふなり日之難事

と云ふは我が身は身侍りのこと迷ひ心と苦みの出雲の神ははるまく種も若種高き清く誠なる事なり毒化なり人々の物事と云物と終りぬるなり天地神國を父母の事なり物之靈長なり人ははる天球の君國主なり天球を大平なり成りしるは我が身はの業なり何事もはる自由自在の事なり此の如く廣大なる難事なり志は此の事なり思ふは出雲とて世の事なり一の時を悪ひの心言苦なり神明の心靈たるは徳なり備りたる難事なり成りたるは冥闇の如く成りも毎に苦き言ひなり神明の大道難事なり導きなり終り作匠の思乃廣大なる事なり思ふは神明の父母と石と作と思乃廣大なる難事なり思ふは神の道は是と先は畜畜も同也

右を修む者も志を成すべし

石上修りては過(身)は多(心)の中を吟味し若し修りては有る
世もいと世持と宗憲大明神の神志を誠し難く神教
の事ありし世持と宗憲大明神の神志を誠し難く神教

多(心)の心を修むるにこそ安と稱しては是ん

けを通し人乃心と明ら鏡の如の物も十日の是を所十指
がた而も十人の人乃眼と見しるも動息との何れもあはる
も人乃是と見る者なりしと後ひりし思者我事身修り身負
の人欲と云ふのは可なりしと或者信く我人乃命の事ありし
稀く修むる可なりしと多(心)の我事たるも思事なり道遠
ひ世思つと又神明の中心は有きては思つて思つても思ひ合は

稀く思ふこと今世の人多(心)と云ふ事なり

鏡山人の志賀く先人我事の上を修りては是

けをの如く言ふ言半を眼と分るを修りては人の心は定と修りては我
かこつと思ひく神明の中心は有る唯一人の神明を信じては
立修り我事修むる事思ふ事なり吟味するは修りては
又心の中は私心と思ひ世思つて吟味するは修りては
修りては思ふ事なり修りては思ふ事なり修りては思ふ事なり
多(心)の思ふ事なり修りては思ふ事なり修りては思ふ事なり
難く神教也

終

非の事

奉りて居り終る一心二の事依りて而して非の
事也

二條正三位

中臣後備源

備前藤野保方波雅俊述

天照大神即位章第一

本文乃有二尊傳國之始謀群神及太皇太后皇考之孫語故別為第一章
中臣姓て延喜式に曰く凡て祭祀の祝詞由殿由門等ノ祭ニ秋部氏祝詞以外ノ諸祭
中臣氏祝詞四時ノ諸祭ニ依りて宣之其臨時ノ祭礼
取司更ニテ修撰す有る二十四品ノ祝詞と撰す然るに此後中臣家に送る
と以て中臣の後の名あり古田家に直授の後より是て秋部氏加茂出雲
大社等家の傳承も多しこゝに雅俊の一人を祭祀の儀と奉らるるに
後より一編の傳承伊弉諾伊弉冊尊と天照大神の子孫と云ふ事あり
の事とて神代卷に「神武天皇即位時天照屋命の末天種子命斯の
如く之に侍らる奉らる瓊杵の尊の幸とて遠く自と述侍る他の國に

聖人の云ふ昔より有る事の如く文を修めしむるに
にせむとて道と継ぎてと刪定しとてさうもか
國に廣て了て終つ神世の古事と記さるる文も彼の文字とて記し文の如く又彼國
に似たり事有るも我に似たりに伊弉諾伊弉册尊天照大神とて彼の竟舜に
くして御徳と考へ支の自ら似たりをいふとて思ひ及ば彼國の書と文
一載て中文を釋しと志し抄後とて多神代也と解し書て波羅間津母終
と列す伊弉諾尊黃泉より歸り橋の山戸とて其身の穢と清めむるは
爲る天照大神と稱し給ふと責もつとつとめり也と有又神武天皇
の時天種子命解除天罰國討之支とあり古俗拾遺に天皇御即位之時中臣氏
人毒初を奏しとて今之如く故と後誦する事と思へり又仲哀天皇の時國乃
天幣とて國の大被と作ると見えり此位に考へるに神國の權とて新羅の罪
と責て討し如し然るも先君景行天皇の時熊曾建二人不伏日本武尊とて

て討し今又天皇の時熊曾と討んて香椎宮に至り給ふと記し
新羅の罪と責むにいとあはれ也とて先年熊曾伏すとて其根いふ新羅
に有天皇是と知り給ふ息長帯比賣神明の言は給て告給ふとて天皇
從悟り位す且つちちやて崩しめは是れは神代の失ふ會とて計り
て暫く天皇の表と隱し石宮ありとて田中帶大幣と取て赤心と一
に討むの果とて新羅の功あり記者其事と記すの神武天皇の事と同一
くは毒初拾遺の如く神代に議たりとて句より天照屋命
職給ふ太分とて二百七十九万二千四百七十五歳と得む毒初と
記せり是れ種子命是と奉りて天位は即ち也との同く又神代の古事とて
天照大神伊弉諾伊弉册尊に繼て高天原あり給ふ首末と自ら書して
此被と作り上の乾靈國と據るは徳子應(下)皇在善正之心と記むと記せり是れ
世二事と奉りて後天位具とて次子宇麻志麻治命而坐とて今の内物部と奉

よましむはの字借國の事終りと記して下文と承す

始視朝章第二

本文乃有去諂崇賢相上峻宇南面以聽臣下悅服之語故別為第二章

國中仁荒振神達乎神向之仁向

皇に中にある神たちと神さいにさむ

賜比神掃仁掃賜比天

給ひ神さむむにさむむひて

是より大神さめて朝と視政事を執り行せむ事國中と故とす
伊而位の後先外の群臣官職を改め命さむに及んで各其才徳を擢む
あふさあふ神と勇壯人と被るの言思神の事と神さむに問む神掃
にさむむあふさむさむに問むの思神と掃ひ退けむの○舜典曰輯五
瑞既月日觀四岳群牧

語向止盤根樹乃立草乃垣葉乎毛語止天天盤坐放天乃八重雲乎

たむむむいよ録こみたち草のかさ葉さむことなめてあまのいよ録放ちあえ

伊豆乃千別仁千別天

の八重雲とい川はちま義にちまはて

とむむ或人の曰こと言語さむに控むの如いよ録いよ録の根本の根さ
事したち草の立の草さむことむむむむ言語さむにさむさむさむさむ
草さむより葉にまはさむより葉さむ思の人のあふさむさむも巧言令色こさかき
華に片葉さむ紅句さむ言語さむさむの信さむさむ言さむ不善のめさむさむ
不賢人とさむけ給事欺のさむ○舜典難在人にまこあまの岩さむあめ乃
八重雲を天の宇の初たさむを知念あまの岩さむ天子の玉坐也あめ八重雲
さ蒼天さ放ちさむさむさむさむさむ道別とい川威稜さあめ八重雲と
い八重雲も自然の事さむ天さむ又自然の事さむ運序あむ人の徳さ

廣大しはた大和國神武天皇より奈良に到りて多したす浪美又い
今の山城より下り五畿の介より神鑿不朽と察しむる事恐るべきにあはれや大景
例の事旧事本紀に淡路嶋と生み為胎即謂語耻也次に伊予二名例と生より以下
日本書紀に同く唯大日本乎秋津例と後にす二書の前はよりて考ふ旧事本紀
に古よりて実を存し日本書紀に文を備へ法は適ふらんを以て同書伊弉諾尊神
功既畢靈運當遷是以構幽宮於淡路之洲寂然長隱者矣とあり又同國郡家と云
亦は幽宮の古跡ありけり今日蓮宗の寺あり伊弉諾の尊は於しむる淡
路國に於て大神は多し大和國は禰入大洲皆皇朝の名を襲て大倭高具國と号
すり周の岐周は起りて世の名と周より合考す古事記も又淡路の
後には有曰大倭豊秋津流又名天御虛豊秋津別と是たり後よりそく之川也
まといひも又証とす一且大神天の岩下は童子の伊弉天香山の柿と
てて神樂と奏したる事神代卷に之より是又証とす一〇書洛語曰

乙卯朝至于浴師我卜河朔黎水の如

下津盤根仁宮柱 太敷立千高天原仁千木高知互

志たつといふに宮は一らなりともたつたすまの系に千またりて

春意曰志るる下土に以て助語といひ堅固といひ一と神といふ根と深く一と
善吉変易するるの祝言に宮柱とすまたちの宮殿と經營するに當りて
巧匠大木を得良工繩墨と施して屋を凡に榎木の端おあつするに云祓は
つたときこのちぎ片殺の行あやの向て知るべしたう志るの宮殿既は祓は
大神高きつるにまはし万接の政事と云きこしめしむるたうまの系と
しる事卷初は天作といふ粗糸細といふの巻初に記すの巻端追信て
は及実は一編の眼目と蒼天の事と思はるる又日本書紀首に記する
瓊々杵首日向國は天降し西の事とあり推後も千載のうちに生まると
獨在説と排して此被といひて天照天神の記とする者る語勢書の二典のこく

○日の神天は岩戸に蓋りしをた附會するを治し○雅後ちとてく本朝
の君臣世を傳つるを唐虞の尚るまありす周といへとも子有餘年其間天下
に君たる八百年を鳴我 天照大神無窮と基しむし實に言は出たる凡人
の君たるの臣より心とを記して味し

安国登平ヶ久所知食

此段は諸君上文の言は命のまに治を敷むに存して居むこと
を不仁と誅するに對して也

殿上行罰章第三

本文乃有討天益人等之語故別為第三章

國中仁成出年 天乃 益人等加過於犯氣年雜々乃 罪事各宗利
くに中よ宗利してんあまのまは人等が所をまらとわしん種々のつ

幸咎たゞ

國中の都をさす是も又於庭にありてんもやと化の字化生と云まは人の存
らる等類を益人首魁と擧るる名の上天の字を加たる處上人のあやまり
過失し人のあまにあはるる順をいふあまをまら所を事なく是と違ふに
ありて思ふ同罪事を句と切てさうたすともむたはるる罰を初め社家まは
人と生民の如くも附會甚し○書舜典象以典刑流宥五刑鞭作宮刑朴作
教刑金作贖刑皆災肆故怙終賊刑○案より天位のまは大神より必受る
亦も其のた除を朝と視る時先達と去り賢と奉官職とまらち土境と云ん
て王宮と制し己と蕃とて或臣下の過惡を罪し罪は在る経界と慢を
誅して天刑あり又國禁と出る人々を傷む財を賊ふ者ある人胡久美土と刑
母子不孝を慈るるを罪して人倫を明にけり牛馬鶏犬を殺すと罪し登誓
等の災書と戒め物と愛して功天神地祇と未格とむらに死に臣職と勤

もた終まり奉末始終皆序らむをうけ

仁政章第四

本文乃有慢經界之刑誅白人胡久美之惡母子不慈不孝及六畜之禁啓誓等
三災之戒故別為第四章

天津罪 登波畔乎放地溝於埋植於放地敷蔣 串刺 生剥

あまつこころいひともありきとてめをともちまきまきうとていひ

逆剥 許々太久乃罪乎 天津罪 登波 法別天

よきはうよきこくたくのいことあまつはるとい乃のまをけて

世にさる田野の事りて廣く種民に施しむる法令にありて天とありて
罪を奉て責むり畔ととも溝と埋の植とよむり畔の徑界とぞ水
道 樋の水口を放つ時穀稈不平水道と奉つ時濕とて作て穀不實水口
と絶きき養ひとをけりて穀枯ぬ志きほき神代卷子重て種子と母と

別嘉勢鳥尊天照大神の由にたれあり上に又母むすりて後をよありきとて
たよりた重て種と母とて種と母に時と失ふて串刺も又錫もさす
ういといとてを執るに道と失ふるの生剥獲るに社とあやまつこころと我
も又生剥も若して製に法とあきるものことこの事皆民の産を割す乃
事りて仁政の典なり是故にあまつ罪とらるるをいひて乃の宣の子
国津罪 止波生乃膚断 死乃膚断白人胡久美 己加 母乎 犯世留
くにつはるといものことち志のよちちあり人こころをむすうとてあ
罪 己加子乎犯世留罪 母登子登 犯世留罪 子登母登 犯世留罪
せは法におけむる子とけむる罪とて子とあむる罪子と母とあむる罪
國に地こつ助諸世に人として人をさるる女とて同類るまは後母とて
罪をいひよこすなら人の衣類を剥ぎ去る志のこころなら人の財宝を奪て
奪ふよのこころ人の名胡久美の靈世を任りてあむる人の度人天の益人

六月大祓に天津宮事乎以氏大^ニ中臣天津金米乎本亦切未^ニ断^ニこあつて大中臣
と^ニ三宗^トを加^ニ小書^トに三宗と不^レ獲^ニと^レ大祓と^レら^ニる^トの延^ニ在^トの比^ニ祭^トの爲^ニ
著作と古文にあ^ニる^ト事^トは^レ見^テ知^ル一

千坐乃置坐仁 置足波之天

ちくろ乃^ニち^ニあ^ニら^ニる^トにお^ニた^ニら^ニる^トて

ちくろの^ニち^ニあ^ニら^ニる^ト神代卷^ノの^ニ千^ノ坐^ノ置^ル乎^ニる^ト一^ノ印^曰諸神^ノ歸^ル罪^ト過^ト
於^ニ素^ノ戔^ノ烏^ノ尊^ト而^レ科^レ之^ニ以^テ千^ノ坐^ノ置^ル乎^ニる^ト遂^ニ使^レ拔^ル髮^ト以^テ贖^ル其^ノ罪^ト亦^レ拔^ル其^ノ手^ト
足^ノ之^ノ爪^ノ贖^ル之^ニ已^ニ而^レ遂^ニ降^ル爲^レ正^トと^レ延^ニ喜^ト式^トに^テ取^テ神^ノめ^ノの^ノ罰^トと^レ贖^ルふ^ニ幣^ト物^ト
用^ルの^ニ故^トに^テ諸^ノ家^ノの^ノ説^ト皆^レ同^ト一^ノ案^すに^テの^ノ素^ノ戔^ノ烏^ノ尊^ト乃^レ罪^トを^レ弘^ル
た^ニる^ト亦^レち^ニく^ニ置^ル乎^ニる^トと^レあ^ニま^ニら^ニる^ト重^ル乎^ニ帝^ノ王^ノ政^ノ事^トと^レ聞^ル一^ノ會^す乎^ニる^ト一^ノけ^レは^レは^レ
至^テて^レ宮^中の^ノ燕^ニ私^ト外^ニ廷^ノの^ノ政^ノ事^ト御^レ神^ノ德^ノの^ノ不^レ息^トと^レ死^ス○詩^ニ維^レ天^ノ之^ノ命^ト於^レ穆^ノ不^レ
已^ニ大^ノ神^ノの^ノ穆^トと^レ不^レ止^トも^レ亦^レく^ニの^ノ如^ク乃^レと^レあ^ニま^ニら^ニる^ト金^ノを^レち^ニく^ニ切^レ未^レ断^レて^レち

く^ニの^ノあ^ニま^ニら^ニる^トに^レ重^ルた^ニら^ニる^トと^レあ^ニま^ニら^ニる^ト彼^ノの^ノ成^レ法^トと^レ會^す乎^ニる^ト亦^レ刻^レて^レ者^トに^レ座^レ石^ト
に^レ重^ルて^レこ^ニと^レあ^ニま^ニら^ニる^トと^レあ^ニま^ニら^ニる^ト文^ノ勢^トと^レら^ニる^トに^レ文^ノ神^ノ祭^ノ每^レ戒^ルの^ノ端^トと^レも^レと^レ死^ス者^ト
の^ノ筆^ノ力^ノ簡^レ古^トと^レ出^ルと^レ會^す乎^ニる^ト海^ノの^ノ不^レ在^ト所^ト○書^曰在^レ璿^ノ璣^ノ玉^ノ衡^ノ齊^レ七^ノ政^ト○又^レ
案^に良^ノ彘^ノ曰^レ良^ノ其^ノ背^ト不^レ獲^ル其^ノ身^ト行^ル其^ノ庭^ト不^レ見^ル其^ノ人^ト其^ノ背^トに^レて^レ乎^ニる^ト一^ノ人^ノの^ノ背^ト
ハ^レ口^ノ腹^ノの^ノあ^ニま^ニら^ニる^ト口^ノ腹^ノの^ノ身^トの^ノ申^ルて^レあ^ニま^ニら^ニる^トの^ノ良^ノ其^ノ背^トに^レて^レ乎^ニる^ト一^ノ口^ノ腹^ノと^レも^レ
も^レ口^ノ腹^ノの^ノ立^レ不^レ視^ル瞻^ルの^ノ地^ト庭^トに^レ行^ルて^レ人^ノの^ノ不^レ善^トと^レ不^レ見^ル正^トに^レて^レ乎^ニる^ト一^ノ不^レ失^ト
之^レ謂^ル神^ノの^ノ行^レ止^ル易^トと^レ相^レ似^ル乎^ニる^ト大^ノ神^ノも^レ口^ノ腹^ノの^ノあ^ニま^ニら^ニる^トに^レ接^ルせ^ルに^レ非^スと^レ
人^トと^レ大^ノに^レ接^ル自^レ神^ノめ^ニに^レす^トま^ニら^ニる^ト人^トと^レ人^トの^ノ神^ノめ^ニに^レあ^ニる^ト種^ノ口^ノ腹^ノの^ノ
爲^ニ其^ノ明^トと^レ失^ル人^トと^レ接^ルす^ト人^トの^ノ不^レ善^トと^レ人^トに^レ傷^ルら^ニる^ト神^ノ明^トは^レ形^ノ事^ノの^ノ私^トの^ノ
亦^レ形^ノち^ニる^トも^レ如^ク天^ノ地^トと^レ德^トと^レ死^ト日^ト月^トと^レ其^ノ明^トと^レ合^ルは^レ是^レ故^ト出^ル暗^トの^ノ
地^トと^レ人^トと^レ明^ト不^レ息^トと^レ四^ノ海^トと^レ人^トと^レ一^ノ草^ト一^ノ木^トも^レ遺^ルと^レる^トの^ノ

天神地祇来格章第六

本文乃有制祭服作祝辞之語故別為第二章

天津菅曾乎 本为立 末为切 互八針 仁取辟 天

何まつはうそととも利たち末为切て居川とやまにとりまいて

是又書肆類于上帝禮于六宗望于山川編于群神の事之上文は受て神と祭
むと云神代卷曰天照大神方織神衣居齋服殿一書釋曰女尊云大神女
して神衣と織むと云の事と云う子神衣と織め毎戒の事と云川
はうそと云るをたら末うりまうて居川とやまにとりまいてと云神衣の事神衣と
うんと訓す論語に有明衣布の類に神衣と云る服と似る但菅を
似るよ似す澄法と云る事我鳥尊信の成る法として宣うと同訓を
さうと云疎雑といふさいてさすし維は同

天津祝詞乃大祝詞乃事於宣礼如此宣羅波

何まつの川とやまの川と云の事と似るがらう

乃川と云神は昔も言事し祝詞祝辞傳詞も書り云乃川と云るんで云延喜式に
多く三たう云乃川と云別衣と云る事古田家には八重の傳あり是一家の
傳にして昔も云る事乃川と云る事宣の字上文は毎戒と記すはに祝文と似て天
地山川と祭る事と記す是太嘗舎の養事

天津神者 天磐戸 於相聞幾天乃八重雲乎 伊豆乃千別仁千別

何まつ神あまの岩戸と云る事あまの岩戸と云る事あまの岩戸と云る事

天所聞食年

てきこつめさん

天津神の天神と書類于上帝禮于六宗の事蓋津池已東の天神七世の先と云
あり天神とあま川と云る事と云大神と云る事と云あまの岩戸と云る事と云
天に伊豆の神と云る事と云あまの岩戸と云る事と云あまの岩戸と云る事と云
国津神波高山乃末短山乃末仁登利坐天高山乃伊惠理 短山

くよ川神たる山のすまうら山の末乃なりすて高山のいぬうらうら山
乃伊惠理也捨別互所聞食年
のいぬうらうら山すまうら山

又書望于山川編于群神の事土地の神を祭るといふ高山太山名嶽之香之山
田傍の勢ありぬうらうら山小山名峰大和山あり是をうらうら山
ぬうらうら山遠き事ぬに乃あるといふぬうらうら山延喜式に伊惠理と云春意ハ
穂の字未篇と脱すといぬうらうら山二説に得たともいふ疑と闕て可く大やう
嶺のころ歩一天神降り地紙より文感て慶といふ事
如此所聞食 天波罪止云罪 谷止云谷波 不在止
かか聞一とていふはさといふつとさといふとさといふと

天神地紙うらうら格一毫も禍なく万福大神の御身にありたり天下其
澤と彼らさるる事あり其報文のなすに此す罪といふ川と谷と云はれ

ありと云はれ文によりて社家に祀祀の長とす抑止と世段に文書の不及とら
下文にうらうら物とて賀奉るなり

科戸乃風乃天乃八重雲於吹放津事乃如久
志那との風は天の八重雲と吹よふ事の下

世は天つ神とらとてうらうら返一歎美一奉る日本書紀級長津彦級長戸
邊ハ風神ハ風の浮雲吹拂ふとて

朝乃御霧 夕乃 御霧 於朝風 夕風 乃吹拂事乃如久
いふ多のみさうら田歸へのみさりと釣風夕風の吹よふ事乃とて

世はうらうら神とらとて揺返一柱美もも霧山川の霜気之深之深谷
みさうら霧のまはれとて釣風暮嵐の山川とやよむらにた

大津乃邊仁居苗大船乃袖綱 解放地 艦綱 解放 互 大海原 仁
於不つ乃にあり大船のまはれとてやちぬつ事とて放ちて大海原

非身之故也ささるる谷津抄説書信一籍一志ささるる中文よりて解せらるる
津姫の官とみたるは長持の局或は御言内辨若の官より一王命と
出入るる也又姫よりその正官にあつて奉行と自身との遠ひる姫自身のかゝり文
にささるるたる山の末ささるる山の末と大小の支よりか如くささるる谷に落ちたる連
川の津姫もまた大小の事一官にあつたり雨水の渾きあつまるにたゞ改更
ころころ津姫にささるる也

大海原に持出奈年如此持出 那波

於右海原に持出奈年如此持出 那波

大海原に持出奈年如此持出 那波
荒塩乃塩乃八百道乃八塩道乃塩乃八百會に坐頂 速開都比咩登云神
あゝ塩の志のなをとりけり ちの塩のなをとりけり ちの塩のなをとりけり ちの塩のなをとりけり
持 可々年春 天年如此可々年春 立波氣吹戸に坐頂 氣吹戸主 登云神氣吹

ちの塩のなをとりけり ちの塩のなをとりけり ちの塩のなをとりけり ちの塩のなをとりけり

放 五年

ちの塩のなをとりけり

大海原に持出奈年如此持出 那波
塩の八百道のなをとりけり ちの塩のなをとりけり ちの塩のなをとりけり ちの塩のなをとりけり
津姫も又人よりて官名あり 旧事本紀伊弉諾伊弉册尊生國竟更生神十
柱先生大事忍男神次生石土昆古神次生石巢比賣神次生大戸日別神次生天之吹上男
神次生大屋比古神次生風木津別之忍男神次生海神名大綿津見神次生水戸神名速
秋津彦神次生妹速秋津姫神復速秋津彦速妹津姫二神因河海持別生神八柱志の
まは世官伊弉諾伊弉册尊諸國をささるる也 時限りて置也 事ゆゑに正官副官有
と見らるる是也 且二つの時國家の支障は斯の如く大神の御にささるる速秋津姫氣
吹戸の官と置らるる事 証よりたるに是也 又たの 副屬よりささるる速秋津

姫は滋海と司る所の三つあめて司空の列不淨と洗む清むと長守る人の臣
の字のてん神の字屋伸往來息の將布するに氣の盈備の三曰本紀に吹捲之氣
為神是禰風神号曰級長津彦神次級長少邊神世神吹とく事と司る三に於
て司徒の風教と職する所の二臣王化と種く事風とりて是と節潮とつて是と
洗ひ日夜釣言も事や一是又禹契も加ふるなり○乃て人日本書紀に所
の列あまも同列して別也

如此氣吹放豆根國底國仁坐 頂速左須良比咩 登云神 持左須良比咩
二く事吹とりて根の國底の國さす事速はさく姫とく神とらさく姫と
失豆年 如此失豆波 遺 礼苗罪止云各波 不在物 於止被賜比
しそあひてんの失して神も罪とく罪咎とく科あらしめんと被給ひ清
清賜 登申事乃由於八百萬神等 諸共仁
ぬわつと事おしとるをたつ神たらはると

二臣徳と種き蓋塩の洗お如く風の初と如く畿内中國と被む清め吹放ち
いも服をさるものさく姫もさして刑を加へむさく姫の刑官の或は
に放流し或は死刑に伏すさく姫失ひてん是は後世官も属官も一に
持さく姫とく根の國底の國は事旧事本紀記素盞烏尊曰汝所行甚無
頼故不可往於天上亦不可居於中國宜急適於底根之國とあまの言ふこと
こに行むが如く又曰本紀日本書紀とも言出雲國に住む事と死し神孫
今も根の國と云出雲國と云く如く又曰本紀に考るに天上又も事於中國より
亦底根の國といふ是たす唯ま國といふに尊の出雲は於中も遠國あまは
根の國と云出雲と根の國と云は此す是又の國に中華外夷といふ類は洗ま
又おの川とく同くは彼に東と云はさくそひくは川の意あり我は根の國と云は
魚とくさくし物之意あり事さくものさく川の國といふ徳はさくことおに
事して田舎の根と根あつて後世後あり神世の名も不測の妙あり事さくはと

牽下牛文より風の官海をゆけりいづる化きりるの遠國を敷る
是きす姫のあまのつねの○大禹謨曰三旬苗民逆命益贊于禹曰惟德動天無
遠弗届○又曰七旬有苗格○仲尼曰善人為邦百年亦可以勝殘去殺矣誠哉
是言也

左男鹿乃八乃耳乎振立天圃食登申壽

さきさきの八の耳とて馬の疾き老るも鹿にのみけりしと申壽

是も又大被に高天原に耳振たてて或りてめせと馬牽立と年の事有
晦日のとて八の耳とて馬の疾き老るも鹿にのみけりしと
張家の疑むるす又社家より鹿春日大明神愛しむる事とて
旧事本紀頭宗記曰脚日本乃此傍山仁牡鹿乃角擧天吾舞とみりし牡
鹿乃角とつきたるハツの耳ハツ天子の教へ方に四隅とすて八方の
中央と天子とす故に九の教の極へ天子の位を極へ又皇居と九重といひ臣は

百たぬ八十氏人といひ皇に八隅といひ八座七女といひ階より侍
者といひ四聰と聞くの事とすといふ事禮記齊戒以告鬼神であるを心
と神より告る又曰侍坐君子若有告者曰必問願有復也去其長者にり上
りくと云事の論語復命曰復不顧笑である仲尼擯する主國の君に擯し
賔退て後國君に告る事とすといふ事復命の第二章に天降るこ
きりぬの臣が成功とす也○雅後謹案に天照大神の神徳は天地とすとい
究りて天照命志す奉仕して職有り事紀にえたり明君と
神佑し臣節の基本とすといふ事孫氏信の長より皇室とすといふ
六世の孫種子命 神武天皇に傳るをよりて即位の禮を司り此文と作
為し大神の鴻業と述べて天皇に求む忠誠の致す所を益軒曰冉牛閔子
顔淵はよく德行といへりと種子命大神の世と去事六世其年致しむる
るるるるる神徳と述へ政事と語り事詳にして且盡す其賢三字も

今之川原、抑神武天皇日向より發して東征し大和國^{シテ}勝^{カシハ}の權^{カシハ}系^{カシハ}して即
位す、神武を以て天下を撫育たす、是と人皇の始なり、
綏靖天皇^{ウツクニ}の皇と繼とあひて皇考と種子^{ウツクニ}宇麻志麻治命等四君の補翼也
今之川原、今之世編真本朝の全書なり

中臣被淵源終

中臣被淵源終

藤野保雅後老歸乎、時余之族黨也、近世中臣被淵源其意蓋
於闢世篇之尊孫、俾後世知我邦上古神皇御極之績、
典三漢齊之功化也、玩索多手遂成一出世所謂神學若流、
況乎師承乃若世翁之出於獨見、出人將年為狂妄、唯不棄
之也、必爭余不食神學之說、安富囑其間、亦或但奪乎時、
見不在人、後言且後世由是以得世篇之微旨、必挂以達於唐
虞、精一之訓世篇、亦未及也、亦將言得於世也、果然必皇極、
要天下果無二道也、始可與言耳、書成、語一語於余、
以驚守峰之、不返、
於世說、論、益有得於治道、
淵源云
天保庚寅十一月府守儒員

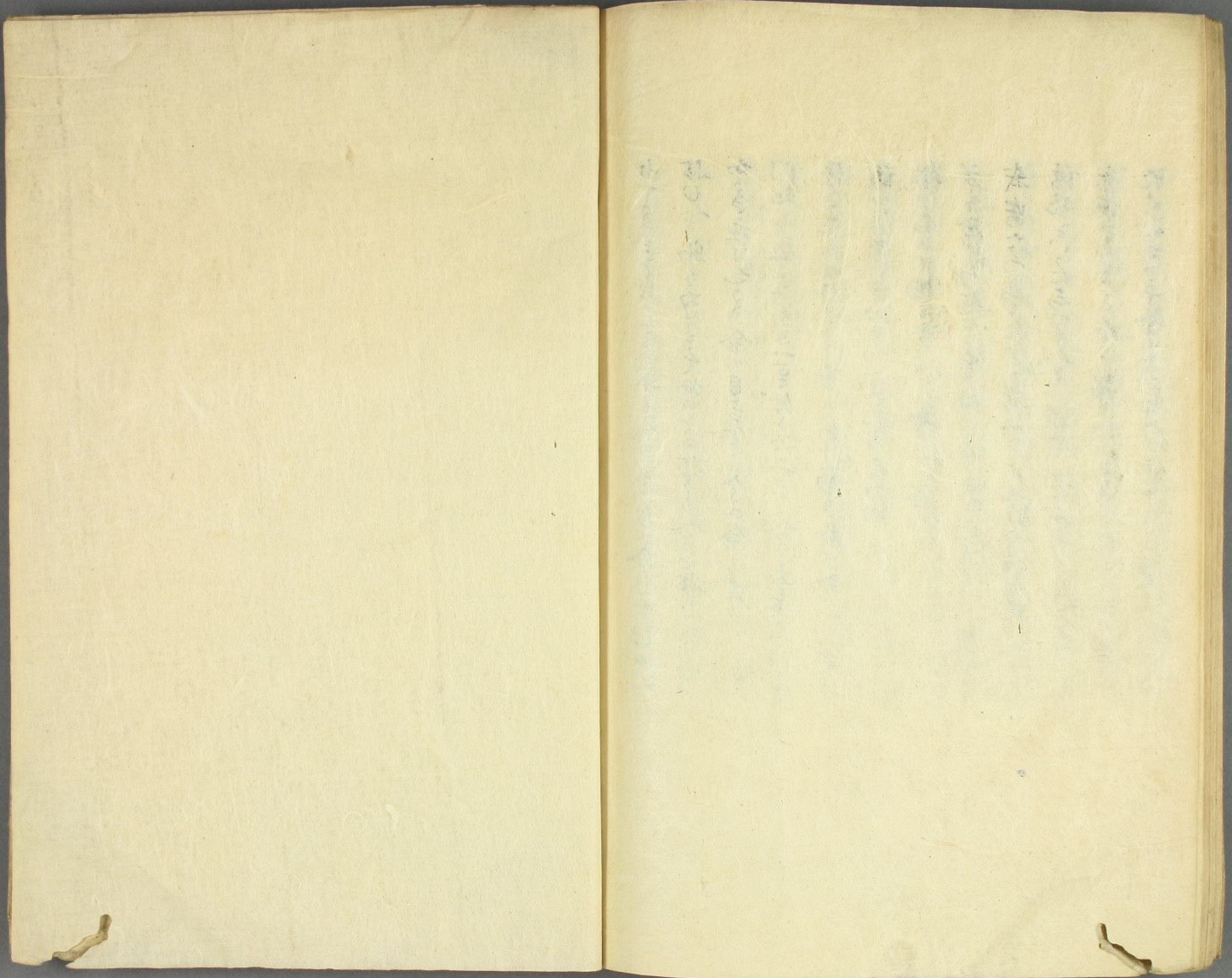
萬波後成撰并書

一 夜の鐘乃中に入界の深草の葉をさすはふらふ
神といはれしやも天の鐘乃中に入界の深草の
と境のたつとむらひのひまを照らすは人のあはれ
のまかき神の御徳をさし知りてあはれを盡す事
千早振神也今も同じ事とてまはれ思ふあはれ
日の中に入界の人の身は心と神の御徳はけ
我妻も二平のたふさき一平の思ふは人の
夜にぬてあはれはふらふ事とて神の徳の中
むらひの事皆御徳を思ひては神の徳の中
草も木も根のさき物とて月とて人の根をさし
神の御徳は御徳とて神の御徳は人の
ゆけき道の有る知るは神の徳の中

心も神の御徳は御徳にさしあはれは神の徳の中
世のまはれしやも神の徳の中に入界の深草の
玉舞の道の鐘乃中に入界の深草の
仁と義と常と徳と一平の思ふは人のあはれ
あはれは神の御徳をさし知りてあはれを盡す事
深草の御徳は御徳にさしあはれは神の徳の中
我もまはれしやも神の徳の中に入界の深草の
神の御徳は御徳にさしあはれは神の徳の中
あはれは神の御徳をさし知りてあはれを盡す事
月と入日の今も同じ事とてまはれ思ふあはれ
月と入日の今も同じ事とてまはれ思ふあはれ

果のよき山より風流まよひて時とありし
押してや舞はの海は深し月も影のつらきや
今もうらみ千の折れをばつらめは持し今もの言ふ
あつた我を我の我命の神なりしまよひ人
心まのちのちとよまひにせしはなれぬのよ
世のまよひとらふやまよひはなれぬのよ
家内中もまよひのまよひはなれぬのよ
雨まにせしはなれぬのよ
青雲の山まよひの海は深し
青の物をまよひはなれぬのよ
我を我とまよひはなれぬのよ
阿事かたやかまよひはなれぬのよ

水目よそはのよまひすのよまよひの命はなれぬ
信もまよひはなれぬのよ
あまの命はなれぬのよ
門松を信はなれぬのよ
流きまよひはなれぬのよ
道よのたむよまよひはなれぬのよ
根よ志のて風まよひはなれぬのよ
芽よをらうたのよまよひはなれぬのよ
我まよひはなれぬのよ
信風よまよひはなれぬのよ
大海のあまよひはなれぬのよ
たぐもまよひはなれぬのよ



[Faint, illegible ghosting of text from the reverse side of the page, appearing as light blueish-grey marks.]

早稲田大学図書館

011888006470